

江田島市教育委員会会議録

令和5年5月15日（月）令和5年第6回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	11時10分

2 出席者（5名）

教 育 長	岡 田 學
教育長職務代理者	三 島 雅 司
委 員	小宇根 康 典
委 員	長 坂 睦 子
委 員	長 迫 香

3 出席説明員

学校教育課長	黒 小 大 介
生涯学習課長	江 郷 洋 子
学校給食共同調理場総括場長	仁 井 雄 一
大柿自然環境体験学習交流館長	西 原 直 久

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱 中 健 三
-----------------	---------

5 傍 聴 人

な し

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第31号 江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について
- (4) 議案第32号 江田島市文化財散策マップ編集委員会設置要綱案について規程の一部を改正する訓令案について

- (5) 議案第33号 令和6年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (6) 議案第34号 江田島市文化財散策マップ編集委員会委員の委嘱について
- (7) 議案第35号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
- (8) 承認第6号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第6回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。定足数3名に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

審議に入る前に、日程第6議案第34号から日程第8承認第6号までにつきましては、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第34号「江田島市文化財散策マップ編集委員会委員の委嘱について」、議案第35号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」、承認第6号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがって、議案第34号、議案第35号、承認第6号につきましては、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、三島委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3,議案第31号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」と、日程第4,議案第32号「江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」の2件につきましては、関連がございますので、一括議題とし、個別採決いたします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第31号と議案第32号について説明します。

議案書,3ページをお願いします。

提案理由です。

令和5年度江田島市組織再編に伴い、現行訓令の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

議案書4ページに改正条文を、5ページに新旧対照表を添付しております。

5ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第2項に、これまで2か所あった学校給食共同調理場を表にしておりましたけれども、1か所に統合しましたので、表を削除するとともに、字句を整理しております。

続いて、6ページをお願いします。

議案第32号です。

「江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」です。

7ページに改正条文を、8ページに新旧対照表を添付しております。

こちらの改正も、学校給食共同調理場の統合に伴い、別表を整理するものでございます。

附則の説明をしますので、7ページに戻ってください。

2つの議案、いずれも施行日を令和5年5月16日とし、4月1日に遡及適用するものでございます。

本来であれば、3月の教育委員会会議に諮るべきところ、不手際により今月になってしまい、申し訳ありませんでした。

以上で、説明を終わります。

○ 教育長

説明が終わりました。

これより、それぞれの議案について、質疑と採決を行います。

始めに、議案第31号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」を審議いたします。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に、議案第32号江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」を審議いたします。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5，議案第33号「令和6年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から，説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第33号について，説明します。

議案書，9ページをお願いします。

提案理由です。

令和6年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関し，基本方針を定める必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により，委員会の議決を求めるものです。

内容については，学校教育課長から，説明いたします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第33号，令和6年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について，説明いたします。

提案理由につきましては，先ほど教育部長が説明したとおりでございます。

1の採択基本方針，（1）採択の基本についてです。

教科用図書は，学校教育において，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り，本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択すること。

また，学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については，児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択することとしております。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については，また後ほど，説明いたします。

その際，次の観点に基づいて，広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うとして，観点を示しております。

アの小学校用教科用図書についてです。

（ア）基礎・基本の定着，（イ）主体的に学習に取り組む工夫，（ウ）内容の構成・配列・分量，（エ）内容の表現・表記，（オ）言語活動の充実。

イの学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についてです。

（ア）内容の特徴・程度，（イ）内容の構成・配列・分量，（ウ）内容の表現・表記，（エ）印刷・製本の状態とされております。

これらの観点は，これまでと変更はございません。

続いて，（2）適正かつ公正な採択の確保についてです。

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく，採択権者の権限と責任

において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることとしております。

教科書発行者と関係を有する者というところですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の、三親等以内に教科書発行者に勤務する者がいないということです。

教育委員も含め、確認を行い、採択を行ってまいります。

続いて、(3)開かれた採択の推進についてです。

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成した資料、

(イ) 教育委員会会議の議事録。

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

次に、2の方法、組織及び手続きについてです。

江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書についてです。

ア 小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に搭載されている教科書のうちから行う。

イ 江田島市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続きを確立する。

(ア) 選定委員会においては、江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。

地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、江田島市教育委員会に答申する。

(イ) 調査員においては、選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について、意見を付す。

専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についてです。

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1

項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和6年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出するとしております。

この方針に基づいて、令和6年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと思います。

11ページには日程等をお示ししております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 三島委員

教科書の展示会はどこでやりますか。

○ 学校教育課長

平日は、能美市民センター1階ふれあいホール、日曜日は、能美市民センター3階で行います。

○ 小宇根委員

方法、組織及び手続きの、(1)のイの(イ)、調査員のところの、特定の教科用図書に絞りこむことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について、意見するとありますよね。

選定委員会で、調査員の代表が意見を述べるとき、そのときに調査の結果、この教科書が適当だと思えますというような、意見は言わないんですか。

○ 学校教育課長

あくまで、調べるときには観点を決めて、それに基づいて、どのような特徴があるかということ、資料として作っていきます。その上で、この教科書を採択しますということ、言うか、言わないかということですか。

○ 小宇根委員

この会社の教科書がもっとも優れていますというように、調査員の代表が選定委員会に述べるか、述べないかということです。

○ 学校教育課長

ここで書かれている規定で見えていくと、調査員というのは、あくまで客観的な資料提示ということが目的であって、この教科書が優れているということを、調べて報告する立場ではないとなっています。

あくまで、選定に関しては、選定委員会で行うことであって、調査員が選定するものではないと、考えております。

○ 小宇根委員

選定する者ではないんですが、調査の結果、この教科書が優れていますという報告をこれまでされてきたような経験があるんですが、間違いでしたかね。

○ 学校教育課長

その場に自分も立ち会っていませんが、あくまで、調査員は客観的な調査をするものであると自分は、認識しています。

○ 小宇根委員

わかりました。

○ 教育長

教科用図書の特徴について、意見を付す課程において、選定するにふさわしい教科書であるとか、これは差し控えたほうがいいのかというような、そういうニュアンスが伺えるような書きぶりをしていたというように、今までの、選定委員さんに分かりやすい資料となるように作成していただいていたように思います。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第6、議案第34号「江田島市文化財散策マップ編集委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第7，議案第35号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第8，承認第6号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で，本日の会議に付された審議事項は，全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は，6月19日（月），午前9時00分から，大古小学校で予定しています。

他になれば，これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員